

令和 6 年第 5 回都城市議会定例会（1 2 月追加）

（議案第 1 5 1 号～第 1 6 2 号）

令和6年第5回都城市議会定例会付議事件名表（12月追加）

種類	番号	件名	頁
議案	151	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
議案	152	令和6年度都城市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案	153	令和6年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案	154	令和6年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案	155	令和6年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	156	令和6年度都城市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案	157	令和6年度都城市電気事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	158	令和6年度都城市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案	159	令和6年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案	160	令和6年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案	161	令和6年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案	162	令和6年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	別冊

議案第 151 号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 12 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市特別職の職員に関する条例等の一部を改正する条例
(都城市特別職の職員に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第18条の3 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第18条の6 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定	(期末手当) 第18条の3 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第18条の6 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定

年
前
再
任
用
短
時
間
勤
務
職
員
の
勤
勉
手
当
基
礎
額
に
100分
の
48.75
を
乗
じ
て
得
た
額
の
総
額

3 ～ 5 (略)

別表第1 (第4条関係)

職 務 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)
定1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	
年2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	
前3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	
再4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	
任5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	
用6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	
短7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	
時8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	
間9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	
勤10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	
務11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	
職12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	
員13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	
以14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	
外15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	
の16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	
職17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	
員18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	

年
前
再
任
用
短
時
間
勤
務
職
員
の
勤
勉
手
当
基
礎
額
に
100分
の
51.25
を
乗
じ
て
得
た
額
の
総
額

3 ～ 5 (略)

別表第1 (第4条関係)

職 務 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)	給 料 月 額 (円)
定1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	
年2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	
前3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	
再4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	
任5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	
用6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	
短7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	
時8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	
間9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	
勤10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	
務11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	
職12	199,400	246,200	272,300	303,300	326,600	353,700	397,500	439,200	
員13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	
以14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	
外15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	
の16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	
職17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	
員18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	

19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000

19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,200	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000

46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		

46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		

73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600	382,500					
95		296,200	344,100	382,900					
96		296,600	344,500	383,300					
97		296,800	344,700	383,600					
98		297,100	345,100	384,100					
99		297,500	345,500	384,500					

73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400	386,600					
95		299,700	347,800	387,000					
96		300,100	348,200	387,400					
97		300,300	348,400	387,700					
98		300,600	348,800	388,200					
99		301,000	349,200	388,600					

100		297,900	345,800	384,900					
101		298,100	346,100	385,200					
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給

100		301,400	349,500	389,000					
101		301,600	349,800	389,300					
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給

[illegible]

-11-

改正前	改正後
(昇給の基準) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上)の年齢で規則で定めるもの)に達した職員に関する当該年齢に達した日後最初の4月1日以後の昇給における前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「0号給」とする。	(昇給の基準) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「0号給」とする。 (1) 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

7～10 (略) (扶養手当) 第9条 (略)	7～10 (略) (扶養手当) 第9条 (略)
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。	3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）にあっては3,500円）にあっては3,500円）とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に前項の規定による額を乗じて得た額を加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 削除

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合

においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

(住居手当)

第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（市長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

2・3 (略) (通勤手当) 第11条 (略)	2・3 (略) (通勤手当) 第11条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を<u>支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u>
(2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長の定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額	(2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長の定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

<u>3</u> (略) <u>4</u> 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める。 <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第8条の2第1項の規定に基づく規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	<u>3</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 <u>4</u> (略) <u>5</u> 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。 <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 第8条の2第1項の規定に基づく規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事す
---	---

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）	る時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
(2) (略) 4 (略) (期末手当)	(2) (略) 4 (略) (期末手当)
第18条の3 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第18条の3 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。	(1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。
4～6 (略) (勤勉手当) 第18条の6 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	4～6 (略) (勤勉手当) 第18条の6 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の7 第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1 (第4条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)
定1	(略)	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600		
年2		262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000		
前3		263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500		
再4		264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900		
任5		265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800		
用6		266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900		
短7		267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000		
時8		268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200		

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の7 第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1 (第4条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)	給料月 額(円)
定1	(略)	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300		
年2		266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800		
前3		267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800		
再4		268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500		
任5		269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500		
用6		270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000		
短7		271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000		
時8		272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,000		

間9
勤10
務11
職12
員13
以14
外15
の16
職17
員18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100

間9
勤10
務11
職12
員13
以14
外15
の16
職17
員18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	

36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62

300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
331,300	370,600	387,200	409,800		

36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62

305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
317,600	364,800	382,400	408,700		
318,900	365,700	383,100	409,000		
320,200	366,700	383,800	409,300		
321,400	367,600	384,300	409,500		
322,700	368,300	384,900	409,800		
323,900	369,000	385,500	410,100		
325,100	369,600	386,200	410,400		
326,400	370,000	386,600	410,600		
327,500	370,600	387,200	410,900		
328,600	371,300	387,800	411,200		
329,700	372,000	388,300	411,500		
330,400	372,300	388,700	411,700		
331,300	373,000	389,300	412,000		
332,000	373,700	389,900	412,300		
332,800	374,300	390,400	412,500		
333,600	374,600	390,800	412,700		
334,000	375,100	391,300	413,000		

63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89

332,000	371,300	387,800	410,100		
332,800	372,000	388,300	410,400		
333,600	372,300	388,700	410,600		
334,000	373,000	389,300	410,900		
334,600	373,700	389,900	411,200		
335,300	374,300	390,400	411,500		
336,100	374,600	390,800	411,700		
336,800	375,100	391,300	412,000		
337,500	375,700	391,800	412,300		
338,100	376,300	392,400	412,500		
338,600	376,600	392,700	412,700		
339,200	377,200	393,100	413,000		
339,700	377,900	393,500	413,300		
340,300	378,500	393,900	413,500		
340,600	378,900	394,200	413,700		
341,100	379,400	394,500	414,000		
341,500	380,000	394,800	414,300		
341,900	380,500	395,000	414,500		
342,300	381,000	395,200	414,700		
342,800	381,600	395,500	415,000		
343,300	382,100	395,800	415,300		
343,800	382,400	396,000	415,500		
344,100	382,800	396,200	415,700		
344,500	383,300	396,500			
344,900	383,700	396,800			
345,300	384,100	397,000			
345,600	384,500	397,200			

63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89

334,600	375,700	391,800	413,300		
335,300	376,300	392,400	413,500		
336,100	376,600	392,700	413,700		
336,800	377,200	393,100	414,000		
337,500	377,900	393,500	414,300		
338,100	378,500	393,900	414,500		
338,600	378,900	394,200	414,700		
339,200	379,400	394,500	415,000		
339,700	380,000	394,800	415,300		
340,300	380,500	395,000	415,500		
340,600	381,000	395,200	415,700		
341,100	381,600	395,500			
341,500	382,100	395,800			
341,900	382,400	396,000			
342,300	382,800	396,200			
342,800	383,300	396,500			
343,300	383,700	396,800			
343,800	384,100	397,000			
344,100	384,500	397,200			
344,500	385,000	397,500			
344,900	385,400	397,800			
345,300	385,800	398,000			
345,600	386,100	398,200			
346,000	386,600				
346,400	387,000				
346,800	387,400				
347,000	387,700				

(6) (略) (管理職員特別勤務手当) 第11条 (略) 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって<u>正規の勤務時間以外の場合</u>は、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 (略) (<u>定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外</u>) 第20条 第5条、第6条及び第15条の規定は、次の各号のいずれかの規定により採用された職員には適用しない。 (1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項 (2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条 (委任) 第21条 (略)	(5) (略) (管理職員特別勤務手当) 第11条 (略) 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって<u>正規の勤務時間以外の場合</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 (略) (<u>定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外</u>) 第20条 第5条及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。 (<u>任期付短時間勤務職員についての適用除外</u>) 第21条 第5条、第6条及び第15条の規定は、<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員</u>には適用しない。 (委任) 第22条 (略)
(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正) 第8条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	改正後

(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 4 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 4 (略)
--	--

第9条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 4 (略)		(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。 4 (略)

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
(給与に関する特例) 第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th></tr><tr><td>給料月額</td><td>170,900円</td><td>181,800円</td><td>196,200円</td><td>208,000円</td><td>217,800円</td></tr></table> 2・3 (略)	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	170,900円	181,800円	196,200円	208,000円	217,800円	(給与に関する特例) 第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th></tr><tr><td>給料月額</td><td>194,500円</td><td>207,400円</td><td>220,000円</td><td>230,000円</td><td>238,200円</td></tr></table> 2・3 (略)	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	194,500円	207,400円	220,000円	230,000円	238,200円
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級																				
給料月額	170,900円	181,800円	196,200円	208,000円	217,800円																				
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級																				
給料月額	194,500円	207,400円	220,000円	230,000円	238,200円																				
第11条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。	第11条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。																								
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																									
改正前	改正後																								
(短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 (略) 2 (略) 3 任命権者は、前2項の規定に定めるもののほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 (1) (略) (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による部分休業の承認 第10条 給与条例第9条、第10条、第10条の3及び第11条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。	(短時間勤務職員の任期を定めた採用) 第4条 (略) 2 (略) 3 任命権者は、前2項の規定に定めるもののほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。 (1) (略) (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認 第10条 給与条例第9条、第10条の3及び第11条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。																								

2（略）	2（略）																														
（都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正） 第12条 都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																															
改正前	改正後																														
別表第1（第3条、第13条関係）	別表第1（第3条、第13条関係）																														
<table><tr><th>職員の種別／額の種別</th><th>月額</th><th>日額</th><th>時間額</th></tr><tr><td rowspan="2">一般業務に従事する者</td><td>162,100円以上</td><td>15,027円</td><td>1,030円以上</td></tr><tr><td>305,200円以下</td><td>以下</td><td>1,939円以下</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額	一般業務に従事する者	162,100円以上	15,027円	1,030円以上	305,200円以下	以下	1,939円以下	(略)				<table><tr><th>職員の種別／額の種別</th><th>月額</th><th>日額</th><th>時間額</th></tr><tr><td rowspan="2">一般業務に従事する者</td><td>183,500円以上</td><td>15,190円</td><td>1,166円以上</td></tr><tr><td>308,500円以下</td><td>以下</td><td>1,960円以下</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額	一般業務に従事する者	183,500円以上	15,190円	1,166円以上	308,500円以下	以下	1,960円以下	(略)			
職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額																												
一般業務に従事する者	162,100円以上	15,027円	1,030円以上																												
	305,200円以下	以下	1,939円以下																												
(略)																															
職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額																												
一般業務に従事する者	183,500円以上	15,190円	1,166円以上																												
	308,500円以下	以下	1,960円以下																												
(略)																															

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条及び第11条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第5条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第5条改正後給与条例」という。）別表第1、第10条の規定による改正後の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用条例」という。）及び第12条の規定による改正後の都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の都城市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職職員給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）、第5条改正後給与条例第18条の3及び第18条の6及び第18条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定 令和6年12月1日

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職職員給与条例、改正後の教育長給与条例、第5条改正後給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の任期付職員採用条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の都城市特別職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第5条の規定による改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例、第8条の規定による改正前の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する

る条例、第10条の規定による改正前の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第12条の規定による改正前の都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職職員給与条例、改正後の教育長給与条例、第5条改正後給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の任期付職員採用条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において都城市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第6条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定の適用については、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	する。	する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては支給しない。
第9条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
第9条第3項	13,000円	11,500円
	とする	、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第7条の規定による改正後の都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者

	(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
--	---------------------------------------

（都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正に関する経過措置）

- 8 施行日において会計年度任用職員であって次の各号のいずれにも該当する任用条件（以下「遡及対象任用条件」という）で任用されているもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する令和6年4月1日から施行日の属する月の末日までの間（以下「特定期間」という。）における勤務に係る給与については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - （1） 施行日における任期の定めが3月を超えること
 - （2） 1週間当たりの勤務時間が、15.5時間以上であること
- 9 施行日において遡及対象職員であるものであって、遡及対象任用条件以外の任用条件での任用があるものに対する特定期間における勤務（当該任用に係る勤務に限る。）に係る給与については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（委任）
- 10 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第4項関係）

旧号級	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1

13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	1
19	15	11	11	7	3	1	1
20	16	12	12	8	4	1	1
21	17	13	13	9	5	1	1
22	18	14	14	10	6	1	1
23	19	15	15	11	7	1	1
24	20	16	16	12	8	2	2
25	21	17	17	13	9	2	2
26	22	18	18	14	10	2	2
27	23	19	19	15	11	2	2
28	24	20	20	16	12	3	3
29	25	21	21	17	13	3	3
30	26	22	22	18	14	3	3
31	27	23	23	19	15	3	3
32	28	24	24	20	16	3	3
33	29	25	25	21	17	3	3
34	30	26	26	22	18	4	4
35	31	27	27	23	19	4	4
36	32	28	28	24	20	4	4
37	33	29	29	25	21	4	4
38	34	30	30	26	22	4	4
39	35	31	31	27	23	4	4
40	36	32	32	28	24	4	4

41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		

69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				

97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例																				
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止																				
施行予定日	第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 10 条及び第 12 条 公布の日 第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 11 条 令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月等																		
制定改廃の 目的・背景	令和 6 年度人事院勧告に鑑みて、一般職の職員の給与に関する法律の改正（見込）が行われることに伴い、特別職の職員及び議員並びに一般職の職員に係る給料、期末手当及び勤勉手当について、また、職員の給与に準拠する一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給料、期末手当及び勤勉手当について、それぞれ改定し、あわせて、一般職の職員の諸手当を整備するため、所要の改正を行うもの。																				
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 一般職の職員の月例給の引き上げ (1) 初任給を、大卒で 23,800 円、高卒で 21,400 円それぞれ引き上げ (2) 月例給を、若年層に重点を置き平均 3.0% 引き上げ																				
	2 給料表の見直し (1) 若年層の早期昇格時や社会人採用時の給与を改善するため、初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げ (2) 職責重視の給料体系とするため、7 級と 8 級の水準の重なりを解消し、昇格時の給料上昇幅を拡大 (3) 8 級の職員について、成績優秀者の昇給による更に大きな給料上昇を確保するため、定期昇給の適用除外とし、最高号近辺の給料の額を引き上げ																				
	3 市長、副市長、教育長及び議員の期末手当支給割合の引き上げ 年間 0.05 月分増額し、年間 3.45 月分とする。（現行 3.4 月分）																				
	<table><tr><td>年度</td><td>6 月期</td><td>1 2 月期</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>1.7 月</td><td>1.75 月</td></tr><tr><td>令和 7 年度以降</td><td>1.725 月</td><td>1.725 月</td></tr></table>			年度	6 月期	1 2 月期	令和 6 年度	1.7 月	1.75 月	令和 7 年度以降	1.725 月	1.725 月									
	年度	6 月期	1 2 月期																		
令和 6 年度	1.7 月	1.75 月																			
令和 7 年度以降	1.725 月	1.725 月																			
4 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げ (1) 再任用職員以外の職員は、年間 0.1 月分増額し、年間 4.6 月分とする。（現行 4.5 月分）																					
	<table><tr><td colspan="2">年度・手当</td><td>6 月期</td><td>1 2 月期</td></tr><tr><td rowspan="2">令和 6 年度</td><td>期末手当</td><td>1.225 月</td><td>1.275 月</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>1.025 月</td><td>1.075 月</td></tr><tr><td rowspan="2">令和 7 年度以降</td><td>期末手当</td><td>1.25 月</td><td>1.25 月</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>1.05 月</td><td>1.05 月</td></tr></table>			年度・手当		6 月期	1 2 月期	令和 6 年度	期末手当	1.225 月	1.275 月	勤勉手当	1.025 月	1.075 月	令和 7 年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月	勤勉手当	1.05 月	1.05 月
年度・手当		6 月期	1 2 月期																		
令和 6 年度	期末手当	1.225 月	1.275 月																		
	勤勉手当	1.025 月	1.075 月																		
令和 7 年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月																		
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月																		
	(2) 再任用職員は、年間 0.05 月分増額し、年間 2.40 月分とする。（現行 2.35 月分）																				

	<table><tr><td colspan="2">年度・手当</td><td>6 月期</td><td>1 2 月期</td></tr><tr><td rowspan="2">令和 6 年度</td><td>期末手当</td><td>0.6875 月</td><td>0.7125 月</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>0.4875 月</td><td>0.5125 月</td></tr><tr><td rowspan="2">令和 7 年度以降</td><td>期末手当</td><td>0.7 月</td><td>0.7 月</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>0.5 月</td><td>0.5 月</td></tr></table>	年度・手当		6 月期	1 2 月期	令和 6 年度	期末手当	0.6875 月	0.7125 月	勤勉手当	0.4875 月	0.5125 月	令和 7 年度以降	期末手当	0.7 月	0.7 月	勤勉手当	0.5 月	0.5 月
	年度・手当		6 月期	1 2 月期															
	令和 6 年度	期末手当	0.6875 月	0.7125 月															
		勤勉手当	0.4875 月	0.5125 月															
	令和 7 年度以降	期末手当	0.7 月	0.7 月															
		勤勉手当	0.5 月	0.5 月															
	5 一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額等の改定																		
	(1)一般職の任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。																		
	<table><tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>2 級</td><td>3 級</td><td>4 級</td><td>5 級</td></tr><tr><td>給料月額</td><td>170,900 円</td><td>181,800 円</td><td>196,200 円</td><td>208,000 円</td><td>217,800 円</td></tr></table>	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	給料月額	170,900 円	181,800 円	196,200 円	208,000 円	217,800 円						
	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級													
給料月額	170,900 円	181,800 円	196,200 円	208,000 円	217,800 円														
↓																			
<table><tr><td>給料月額</td><td>194,500 円</td><td>207,400 円</td><td>220,000 円</td><td>230,000 円</td><td>238,200 円</td></tr></table>	給料月額	194,500 円	207,400 円	220,000 円	230,000 円	238,200 円													
給料月額	194,500 円	207,400 円	220,000 円	230,000 円	238,200 円														
(2)会計年度任用職員の給料月額、日額及び時間額を次のとおり改定する。また、一定の条件を満たす会計年度任用職員の給与改定は、一般職の職員に準じ令和 6 年 4 月に遡及して適用する。																			
<table><tr><td>職員の種別／額の種別</td><td>月額</td><td>日額</td><td>時間額</td></tr><tr><td rowspan="2">一般業務に従事する者</td><td>162,100 円以上</td><td rowspan="2">15,027 円以下</td><td>1,030 円以上 1,939 円</td></tr><tr><td>305,200 円以下</td><td>以下</td></tr></table>	職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額	一般業務に従事する者	162,100 円以上	15,027 円以下	1,030 円以上 1,939 円	305,200 円以下	以下									
職員の種別／額の種別	月額	日額	時間額																
一般業務に従事する者	162,100 円以上	15,027 円以下	1,030 円以上 1,939 円																
	305,200 円以下		以下																
↓																			
<table><tr><td>一般業務に従事する者</td><td>183,500 円以上</td><td>15,190 円以下</td><td>1,166 円以上 1,960 円</td></tr><tr><td></td><td>308,500 円以下</td><td></td><td>以下</td></tr></table>	一般業務に従事する者	183,500 円以上	15,190 円以下	1,166 円以上 1,960 円		308,500 円以下		以下											
一般業務に従事する者	183,500 円以上	15,190 円以下	1,166 円以上 1,960 円																
	308,500 円以下		以下																
6 扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の見直し																			
(1)扶養手当のうち配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額																			
(2)住居手当の支給対象に再任用職員を追加																			
(3)通勤手当の支給限度額を月 15 万円に引き上げ																			
(4)管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大																			
関係する法令及びその条項	一般職の職員の給与に関する法律																		
制定改廃を要する関係条例等																			
備考																			